

地域計画

策定年月日	令和7年3月27日
更新年月日	令和7年7月18日 (第1回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	邑楽町 (525)
地域名 (地域内農業集落名)	第5地区 (光善寺、水立大黒)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	48 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	45 ha
② 田の面積	2 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	45 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	2 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	1 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・認定農業者等が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70歳以上で後継者未定や後継者不明の農業者の耕作面積の方が多い。
 ・認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営の農地は分散傾向にあり、農業の効率化が図られず、担い手のさらなる規模拡大が停滞している。また、農業従事者の高齢化及び、減少が進んでおり、このままでは担い手が受けきれない農地が増えてくることが予想される。
 ・水路から水が届かない地域がある。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・認定農業者や法人などの担い手を育成し、これら担い手に農地集積を図ることにより経営規模の拡大を推進する。また、水田活用による、飼料用米、加工用米、麦等、戦略作物の作付拡大と生産性向上など、米価変動に備えた経営コスト削減・経営体質の強化に取り組む。さらに、県の振興計画等に位置付けられ、重点的に作付拡大を図る品目や特色ある地域品目の作付を推進し、農家経営の安定化に取り組む。
 ・地域コミュニティの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。